

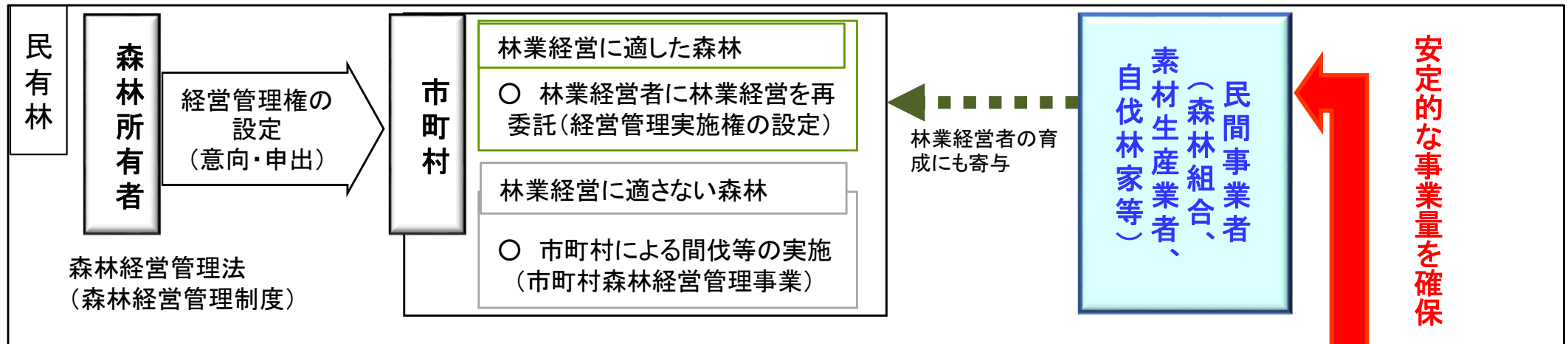
樹木採取権制度の運用について

令和3年9月

林野庁

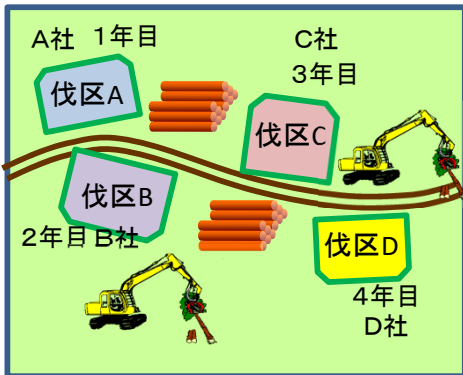
樹木採取権制度の概要

- 森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域(樹木採取区)において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。(令和2年4月施行)



国有林

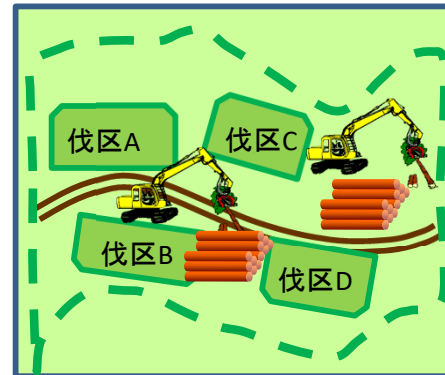
① 現行の仕組み(引き続き実施)



・毎年度個別に場所、時期等を特定し、入札により立木を購入して伐採する事業者を決定

※立木を購入している林業経営体の平均年間立木購入面積(2015年農林業センサス)は約20ha(年間6千m³程度の素材生産量に相当)

② 追加する仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



・国有林の一定の区域(樹木採取区)において立木を一定期間、安定的に伐採できる樹木採取権(地域の民間事業者が対応可能な200~300ha・年間数千m³程度の素材生産量を想定し、権利の期間は10年を基本に運用)を設定

※現行の国有林の伐採のルールを厳守
※長期に事業量が見通せることで機械導入や雇用が進展

①を基本とし、
②を追加

樹木採取権制度の施行後の状況

- 令和2年4月に施行された樹木採取権制度について、基本となる規模のパイロット的な指定の手続きを開始。
- また、大規模なものも含め、樹木採取権を設定する際の規模・期間を検討するため、地域の取組として、新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等の把握を実施。

■ 樹木採取権制度の施行

- 令和2年4月
- ・「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」の施行
 - ・樹木採取権制度ガイドライン等の公表

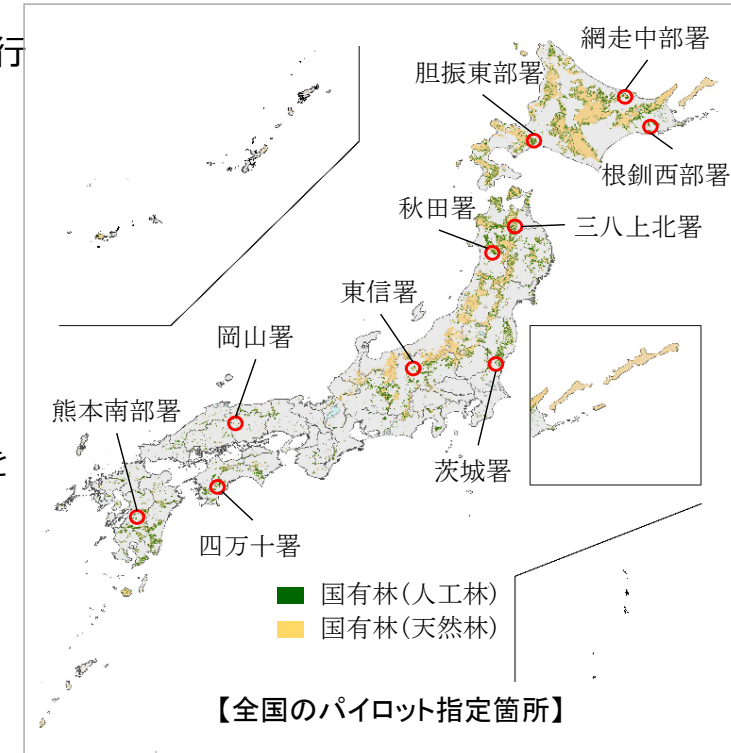
■ 現在の取組状況（今後の予定）

【基本となる規模のパイロット的な指定】

- 令和3年7月
- ・基本となる規模（区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利期間10年程度）のパイロット的な指定に向けて、予定箇所10箇所を公表し、順次、指定のための公告を開始
- 令和3年9月以降
- ・公募等を経て、樹木採取権者を決定し、権利を設定（最も早いものは令和4年1月を目途に権利設定）

【新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等の把握】

- 令和3年度
- ・地域の取組として、大規模なものも含め、新規需要開拓に取り組む民間事業者の動向等を把握（令和3年3月～6月マーケットサウンディングによる提案募集：3件の提出）
- （ ・必要に応じて、追加のマーケットサウンディングの実施を検討 ）
- 令和4年度以降
- ・上記の民間事業者の動向等を踏まえた樹木採取区の指定等を検討



樹木採取区のパイロット的な指定箇所の概要

○ 基本となる規模の樹木採取区のパイロット的な指定に向け、令和3年7月から指定のための公告を順次開始。7月上旬に公告を開始したものについては、数ヶ月間の樹木採取権者の公募を経て、樹木採取権者の決定は来年1月頃となる見通し。

■ 樹木採取区指定候補箇所

森林 管理局	森林 管理署	候補箇所の所在	主要 樹種	採取 方法	区域 面積 (注1)	権利の 存続期間
北海道	胆振東部	北海道 むかわ町内	トドマツ	複層伐 間伐	671ha 〔217ha程度〕	9年
	網走中部	北海道 北見市、置戸町、佐呂間町にまたがる区域	トドマツ	複層伐 間伐	671ha 〔200ha程度〕	9年
	根釧西部	北海道 釧路町、厚岸町、標茶町、鶴居村にまたがる区域	トドマツ	複層伐 間伐	827ha 〔250ha程度〕	10年
東北	秋田	秋田県 大仙市内	スギ	皆伐	191ha	8年
	三八上北	青森県 田子町内	スギ、カラマツ	皆伐	290ha	8年
関東	茨城	茨城県 常陸太田市内	スギ、ヒノキ	皆伐	261ha	10年
中部	東信	長野県 上田市内	カラマツ	皆伐 複層伐	274ha 〔217ha程度〕	10年
近畿中国	岡山	岡山県 新見市内	スギ、ヒノキ	皆伐	251ha	9年
四国	四万十	高知県 中土佐町、四万十町にまたがる区域	スギ、ヒノキ	皆伐	291ha	10年
九州	熊本南部	熊本県 人吉市、水俣市、芦北町、五木村にまたがる区域	スギ、ヒノキ	皆伐	190ha	10年

(注1) []内は、間伐又は複層伐の場合に、伐採率により、皆伐相当に換算した面積。

(注2) 樹木採取区の指定手続は、案について公告縦覧を行い、公告縦覧終了後、提出のあった意見の要旨を付して、都道府県知事及び市町村長、学識経験者に対する意見聴取を行うこととしている。